

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名         | 温泉施設における温泉排熱回収ヒートポンプ導入による省エネルギー事業  |
| 排出削減事業者名        | 倶知安機工株式会社  |
| 排出削減共同実施事業者名    | 一般社団法人低炭素投資促進機構  |
| その他関連事業者名       |  |
| 事業実施場所          | くっちゃん温泉 ホテルようてい<br>(北海道虻田郡倶知安町旭 69)  |
| 事業の概要           | 本事業は、温泉施設において、従来重油ボイラーで行っていた給湯加温をヒートポンプに置き換えてエネルギー消費量および二酸化炭素排出量の削減を図るものである。 |
| 排出削減量の計画        | 2012 年度： 9 tCO <sub>2</sub> /年<br>(事業実施期間合計 9 tCO <sub>2</sub> )             |
| 国内クレジット<br>認証期間 | 事業開始日 2013 年 2 月 1 日<br>終了予定日 2013 年 3 月 31 日                                |
| 排出削減方法論         | 方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新  |

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件                       | 審査手続き  |
|--------------------------|--|
| 日本国内で実施されること             | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年12月12日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：くっちゃん温泉 ホテルようてい<br/>(北海道虻田郡倶知安町旭 69)</p>   |
| 追加性を有すること                | <p>1) 法的義務がないこと<br/>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること<br/>本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（A重油ボイラー）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数<br/>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で8.0年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因<br/>当該組織は、「ホテルようてい」を運営しており、宿泊者、日帰り温泉利用者の来客による浴場利用に伴い、温水を多く使用する。組織では従来からの石油燃料の使用から電気式給湯システムへの変更による燃料転換と省エネを検討しており、環境への意識は高かった。そのような背景から、環境配慮への組織の想いと、国内クレジット制度の意義にマッチして、本事業の申請に至ったことを確認した。<br/>以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率の排熱回収ヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業で導入する排熱回収ヒートポンプは温水製造のために使用されることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、本事業により排熱回収ヒートポンプへの更新を行わなかった場合、既存の A 重油ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 4 については、排熱回収ヒートポンプにより製造した温水はすべて当該施設で使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> |
|----------------------------|---|

#### 4. 特記事項

本事業は温水製造設備の更新であり、冷媒の使用はないことを確認している。